

東京都既存住宅流通活性化方策検討会設置要綱

28 都市住民第 8 0 5 号

平成 28 年 9 月 28 日

(目的)

第 1 条 既存住宅流通活性化に関する具体的な取組みを検討するに当たり、専門家等からの助言等を得て、効果的かつ実務的な内容とするため、東京都既存住宅流通活性化方策検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 検討会の所掌事項は次の各号に掲げる事項とする。

- 一 既存住宅流通活性化に関する具体的な取組みについて
- 二 その他、必要な事項

(構成)

第 3 条 検討会は、既存住宅の売買及び住宅の建設、維持管理、リフォーム等の建築業に関する専門家並びに実務に詳しい者の中から東京都都市整備局長（以下「局長」という。）が委嘱する 17 名で構成する。

- 2 検討会を構成する者（以下「委員」という。）の任期は、平成 29 年 3 月 31 日までとする。
- 3 委員に欠員が生じた場合、補欠で選任された委員の任期は、前任者の残任期期間とする。

(座長)

第 4 条 検討会に座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により定める。
- 3 座長は、会務を総括し、検討会を代表する。
- 4 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指定する委員がその職務を代理する。

(検討会の開催等)

第 5 条 検討会は、座長が招集する。

- 2 座長は会議の議長となる。

(関係者の出席等)

第 6 条 検討会にオブザーバー（意見参考人）を置くことができる。

2 座長は、局長が委嘱する委員のほか、必要と認める者の出席を求めることができる。

(事務局)

第7条 検討会の庶務は、都市整備局住宅政策推進部民間住宅課（以下「事業所管課」という。）及び事業所管課が委託契約した業務支援委託会社において処理する。

2 業務支援委託会社は、事務局の一員として検討会に参加できるものとする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は別途定めるものとする。

附則

1 この要綱は、決定の日から施行する。

2 この要綱の施行の日以降、最初に開かれる検討会は、第5条第1項の規定にかかわらず、都市整備局住宅政策推進部民間住宅施策推進担当部長が招集する。